

企業活動と医療機関および医療関係者との関係の透明性に関する指針

1. 目的

アクレリオン ファーマシューティカल्ズ ジャパン株式会社（以下、「当社」とします）は、製薬企業としての活動において医療機関および医療関係者との関係における透明性を確保するために、「医療機関および医療関係者等との関係の透明性に関する指針」（以下、「本指針」とします）を定めます。

当社は、本指針に基づき医療機関および医療関係者等に対する金銭の支払い等の情報を公開することで、「医薬品の研究・開発、製造販売後の有効性・安全性の確認、適正使用情報の提供、寄附等の活動が医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること」ならびに「製薬企業の活動は高い倫理性のもとで行われていること」について広く社会の理解を得ることを目的とします。

2. 定義

本指針における以下の用語について、次のとおり定義します。

- ・ 「医療機関」とは、病院、診療所、介護老人保健施設、薬局、その他の医療を行う機関とします。
- ・ 「医療関係者」とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、その他の医療の担い手とします。
- ・ 「関係団体」とは、医療に関係する学会、財団法人、一般法人、研究会、NPO 法人等とします。

3. 公開対象項目

以下のA～Eの各項目を情報公開の対象とします。情報公開の基本は年間の総額とし、A、B、およびCの項目については、受領者から個別に公開の了承を得たうえで公開します。

A. 研究費開発費等

本指針で定める研究費開発費等とは、GCP・GVP・GPSP 省令などの公的規制対象外の共同研究および委託研究、GCP 省令などの公的規制のもとで実施されている臨床試験、新薬開発の治験および製造販売後臨床試験、また GPSP・GVP 省令などの公的規制のもとで実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査（使用成績調査、特定使用成績調査）の費用とします。

【公開項目例】

A-1	共同研究費	: 年間の総額
A-2	委託研究費	: 年間の総額
A-3	臨床試験費	: 年間の総額
A-4	製造販売後臨床試験費	: 年間の総額
A-5	副作用・感染症症例報告費	: 年間の総額
A-6	製造販売後調査費	: 年間の総額

なお、2016年度以降に新規で医療機関と締結する契約に基づく支払いについては、当社の「企業活動と医療機関および医療関係者との関係の透明性に関する指針」に従い、以下の通り別途公開します。

【公開項目例】

A-1 共同研究費	: 支払先医療機関名、年間の支払件数、年間支払金額
A-2 委託研究費	: 支払先医療機関名、年間の支払件数、年間支払金額
A-3 臨床試験費	: 支払先医療機関名、年間の支払件数、年間支払金額
A-4 製造販売後臨床試験費	: 支払先医療機関名、年間の支払件数、年間支払金額
A-5 副作用・感染症症例報告費	: 支払先医療機関名、年間の支払件数、年間支払金額
A-6 製造販売後調査費	: 支払先医療機関名、年間の支払件数、年間支払金額
A-7 その他の費用	: 年間の総額

B. 学術研究助成費

本指針で定める学術研究助成費とは、学術研究の振興や研究助成を目的として拠出する奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催費用の支援としての学会寄附金、学会共催費用とします。

情報公開に際しては、医療機関名・団体名を併せて公開します。したがって、原則として公開の了承を得られた医療機関、団体、財団などを対象に学術研究助成を行います。

【公開項目例】

B-1 奨学寄附金	: ○○大学○○教室 ○○件 ○○円
B-2 一般寄附金	: ○○大学(○○財団) ○○件 ○○円
B-3 学会寄附金	: 第○回○○学会(○○地方会・○○研究会) ○○円
B-4 学会共催費	: 第○回○○学会 ○○セミナー ○○円

C. 原稿執筆料

本指針で定める原稿執筆料とは、当社医薬品に関する科学的な情報等を提供するため、もしくは研究開発に関わる講演や原稿執筆・監修、その他のコンサルティング業務の依頼に対する費用等とします。情報公開に際しては、医療機関名、医療関係者名を併せて公開します。したがって、原則として、当社は公開の了承を得られた医療機関、医療関係者とのみ業務委託等の契約を行います。

【公開項目例】

C-1 講師謝金	: ○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長) ○○件 ○○円
C-2 原稿執筆料、監修料	: ○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長) ○○件 ○○円
C-3 コンサルティング等業務委託費	: ○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長) ○○件 ○○円

D. 情報提供関連費

本指針で定める情報提供関連費とは、医療関係者に対する当社医薬品の科学的な情報提供に必要な講演会、説明会の費用とします。

【公開項目例】

- | | |
|-------------------|------------|
| D-1 講演会費 | : 年間の件数、総額 |
| D-2 説明会費 | : 年間の件数、総額 |
| D-3 医学・薬学関連文献等提供費 | : 年間の総額 |

E. その他の費用

本指針で定めるその他の費用とは、社会的儀礼としての医療機関等への接遇等の費用とします。

【公開項目例】

- ・ 接遇費用：年間の総額

4. 公開方法

当社は、ホームページ等を通じて、前年度分（1月1日から12月31日）の公開対象項目の支払いについて、当社の決算後、適切な時期に公開します。

以上